

成果重視事業に係る政策評価の審査結果に基づく改善措置状況

平成 23 年 5 月 30 日

総務省行政評価局

1 成果重視事業の概要

成果重視事業は、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つであり、「モデル事業」（注1）を試行から一般的取組に移行させる第1ステップとして平成18年度予算から創設されたものである。成果重視事業については、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化したものと、事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定するなどとされている。

総務省では、平成22年度に行われた12府省32件（内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省）の成果重視事業に係る政策評価について審査を実施し、今後の課題を提起した。審査結果は、平成22年11月30日に関係機関に通知するとともに、公表した（注2）。

（注1） モデル事業については、

- ① i) 定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること
ii) 何をもって「達成」とするか、評価方法が提示されていること
iii) 目標期間は1～3年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていること
の三つの要件に合致した政策目標を設定する
- ② 政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行い、各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する
- ③ 複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにすることとされている。また、モデル事業の事後評価については、「計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。」とされている。

（注2） 成果重視事業に係る政策評価の審査結果の詳細については、総務省のホームページ（下記アドレス）を参照

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/torikumi.html

2 成果重視事業に係る政策評価の審査結果の概要

成果重視事業に係る政策評価の一層の質の向上と、それを通じた成果重視事業としての実効性を確保する観点から、平成22年度に12府省が実施した成果重視事業に係る政策評価32件について、以下の①から⑥までの具体的な点検項目に沿って、政策評価として備えるべき水準の達成状況を個別に審査した。その結果、以下のとおり、一部の点検項目において、政策評価として備えるべき事項が評価書で明らかにされていない評価がみられた。

- ① 点検項目：目標の内容が明らかにされているかどうか。
12府省の32件全てにおいて、目標の内容が明らかにされていた。
- ② 点検項目：目標設定の考え方が明らかにされているかどうか。
2府省（外務省及び財務省）の2件において、目標の全部又は一部について、目標設定の考え方が明らかにされていなかった。
- ③ 点検項目：手段と目標の因果関係が明らかにされているかどうか。
2府省（総務省及び国土交通省）の2件において、手段と目標の因果関係が明らかにされていなかった。
- ④ 点検項目：目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされているかどうか。
5府省（内閣府、金融庁、総務省、外務省及び国土交通省）の6件において、どのような場合に目標を達成したとするかの判定方法・基準が明らかにされていなかった。
- ⑤ 点検項目：予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされているかどうか。
4府省（内閣府、法務省、外務省及び国土交通省）の4件において、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされていなかった。
- ⑥ 点検項目：目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策が明らかにされているかどうか。
7府省（内閣府、警察庁、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省）の9件全てにおいて、目標達成が芳しくない原因及びその改善方策が明らかにされていた。

（今後の課題）

点検結果を踏まえ、「今後の課題」として、政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにする必要がある旨を提起した。当該課題の対象は、7府省（内閣府、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省及び国土交通省）の10件（14指摘事項）の政策評価である。

平成22年11月30日に審査結果を関係機関に通知するに当たり、当該7府省に対し、審査結果で提起した今後の課題を踏まえ、今後の成果重視事業に係る政策評価に取り組むとともに、当該課題の指摘に係る評価書を修正するなど所要の改善措置を講ずるよう要請を行った。

3 審査結果に基づく改善措置状況

政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにする必要がある旨を指摘した7府省の10件(14指摘事項)の政策評価について、審査結果通知後の当該府省における改善措置状況を把握するため、平成23年1月に7府省に対する照会を行い、その結果を整理した。本報告の取りまとめ時点における改善措置状況は、図表のとおりである。

審査結果で提起した今後の課題を踏まえ、政策評価として備えるべき事項を明らかにするため、本報告の取りまとめ時点において、既に評価書が修正された、又は今後評価書が修正される予定である政策評価は、図表のとおり、6府省(内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省及び国土交通省)の9件(12指摘事項)である。

また、特に「目標の達成度合いの判定方法・基準」については、判定方法・基準が評価書で明らかにされていない6件のうち2府省(内閣府及び金融庁)の2件が、評価の段階で判定方法・基準が定められていなかった。このため、これら2件の関係府省では、現時点における評価書の修正は困難な状況にあるとして、平成23年度以降の成果重視事業に係る政策評価の取組において対応することとしている。

図表 成果重視事業に係る政策評価の審査結果に基づく改善措置状況(7府省10件14指摘事項)

府省名	政策名	政策評価として備えるべき事項についての 点検項目に係る指摘事項			
		目標設定の 考え方の明確化	手段と目標の 因果関係の 明確化	目標の達成 度合いの判定 方法・基準の 明確化	予算執行の効 率化・弾力化 によって得ら れた効果の 明確化
内閣府	経済財政政策関係業務 システムの最適化			◆	○
金融庁	「金融庁業務支援統合シ ステム」の開発			◆	
総務省	物品調達業務・システ ム最適化事業			○	
	電気通信行政情報シス テムの最適化事業		○	○	
法務省	出入国管理業務の業 務・システムの最適化				○
外務省	国際機関における邦人 職員増強事業				○
	在外経理システムの最 適化			○	
	領事業務・システムの 最適化	○			

府省名	政策名	政策評価として備えるべき事項についての 点検項目に係る指摘事項			
		目標設定の 考え方の明確化	手段と目標の 因果関係の 明確化	目標の達成 度合いの判定 方法・基準の 明確化	予算執行の効 率化・弾力化 によって得ら れた効果の 明確化
財務省	次期税関システム開発 事業	○			
国土交通省	宅地建物取引業免許等 電子申請システム構築 事業		○	○	○

(注) 1 網掛け部分は、指摘事項に該当しないことを表す。

2 「○」は、当該事項を明らかにするため、本報告の取りまとめ時点において、既に評価書が修正された、又は今後評価書が修正される予定であることを表す。

「◆」は、「目標の達成度合いの判定方法・基準の明確化」について、今後の成果重視事業に係る政策評価の取組において対応することとされていることを表す。